

署する投票方式が採られている場合には、候補者の表示に誤字、脱字、その他不明瞭な記載の投票がなされることは避け難いところであるから、このような記載のある投票については、無効投票を定めた同法第68条の規定に反しない限り、その記載された文字の全体的考察により、当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し、これに認定し得る以上、これを有効として選挙人の投票意思を尊重すべきである。(昭和63年6月30日仙台高裁判決)

以上により、本田陽一の有効票と解するのが相当である。

(3) 別表番号3の投票について

審査の申立ての主張にある渡辺姓が書かれている票が、別表番号1の外に、別表番号3のとおり一票存在した。

当該投票は「渡辺 マツキ」と記載されている。「渡辺」の姓を有する者は、渡辺弘候補のみであるが、「マツキ」は同候補者の「弘」とは、字体、音ともに類似性がなく、また、字体明瞭に書かれていることから、同候補者名を誤記したものとは認めがたく、候補者でない者の氏名を記載したものとして無効とした本件選挙の選挙会の決定は相当である。

3 得票数の計算

以上によって、当選の効力に影響のある本田陽一候補及び渡辺弘候補の得票数を計算する。

「2 摘出票に対する判断」により得票数を計算すると、本田陽一候補の得票数は、329.945票に別表番号2の1票を加え、さらに、有効票増加に伴う按分票増加分の0.010票を加え、330.955票となり、渡辺弘候補の得票数は328票に、別表番号1の1票を加え、329票となり、本田陽一候補の得票数と渡辺弘候補の得票数の差は1.955票となる。

以上のとおり、渡辺弘候補の得票数が本田陽一候補の得票数を上回ることはなく、結果として、渡辺弘の異議の申出を棄却した町委員会の決定を取り消す理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成13年12月10日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

別表

番 号	1	2	3	
投 票	<div data-bbox="288 506 405 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <small>候補者氏名</small>            堀            正            弘         </div>	<div data-bbox="624 506 740 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <small>候補者氏名</small>            幸            田            信            介         </div>	<div data-bbox="927 526 1043 846" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <small>候補者氏名</small>            渡            辺            マ            ツ            幸         </div>	
番 号				
投 票				

宇城地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

第一二回宇城地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十二月十九日

宇城地区やさしいまちづくり推進協議会 会長 甲斐正法

一 開催日時

平成十四年一月十一日(金) 午後二時から午後三時三十分まで

二 場所

宇城地域振興局二階 第一・二会議室(下益城郡松橋町久具四〇〇一)

三 議題

- 1 やさしいまちづくりの概要について
- 2 「熊本県やさしいまちづくり推進計画」の評価等について
- 3 ユニバーサルデザインについて
- 4 「熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画(仮称)」について
- 5 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

下益城郡松橋町久具四〇〇一

宇城地区やさしいまちづくり推進協議会事務局(宇城地域振興局総務企画課)

(電話〇九六四一三二一四七)

菊池地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

菊池地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開催日時

平成十四年一月十一日(金)

午後二時から午後四時三十分まで

二 開催場所

熊本県菊池市隈府二七二一〇

熊本県菊池地域振興局 大会議室

三 議題

- 1 やさしいまちづくりの概要について
- 2 振興局土木部の取組み紹介について
- 3 「高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画(仮称)」素案について
- 4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、菊池地区やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
- 2 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本県菊池市隈府二七二一〇

菊池地区やさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課)

(電話〇九六八一二五四一一 内線五四〇)

平成十三年十二月十九日  
熊本市印刷所  
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代〇九六―二八六―三三二

